

応接録

相談者 法務省出入国在留管理庁審判課、内閣官房
国家安全保障局
担当者 馬渡参事官
相談年月日 令和2年1月31日

〔件名〕中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（1）

〔相談・応接要旨〕

標記の件名について、別添（1）のとおり、照会があったところ、別添（2）
とすることで意見がない旨回答した。

〔備考〕

近藤長官、岩尾次長及び北川第一部長に御相談済み。

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年1月31日
国家安全保障会議決定案
閣議了解案〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議了解を行い、下記により対応する。この対応の変更については、別途定める。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

法務大臣は、2月1日午前0時（日本時間）から当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。

ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。

以上

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年1月31日
国家安全保障会議決定案
閣議了解案〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、2月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

応接録

相談者 法務省出入国在留管理庁審判課、内閣官房
国家安全保障局
担当者 馬渡参事官
相談年月日 令和2年2月6日

〔件名〕中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（2）

〔相談・応接要旨〕

標記の件名について、別添のとおり、照会があったところ、意見がない旨回答した。

〔備考〕

近藤長官、岩尾次長及び北川第一部長に御相談済み。

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年2月6日
国家安全保障会議決定案
閣議了解案〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年1月31日閣議了解）3に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、香港発船舶ウエステルダムに乗船している外国人については、同船舶内において感染症の発生のおそれがあることに鑑み、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1に基づく取扱いについては、2月1日午前0時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前0時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前0時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 4 2に基づく取扱いについては、2月7日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 5 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

応接録

相談者 法務省出入国在留管理庁審判課、内閣官房
国家安全保障局

担当者 馬渡参事官

相談年月日 令和2年2月10日～令和2年2月11日

〔件名〕中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（3）

〔相談・応接要旨〕

標記の件名について、別添のとおり、照会があったところ、意見がない旨回答した。

〔備考〕

近藤長官、岩尾次長及び北川第一部長に御相談済み。

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

〔令和2年2月12日
国家安全保障会議決定案
閣議了解案〕

中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年2月6日閣議了解）5に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国の省、自治区、直轄市又は特別行政区（以下「省等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該省等に滞在し又は居住する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該省等における滞在歴がある外国人及び当該省等において発行された同国旅券を所持する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 法務大臣は、当分の間、本邦の港に入港する目的をもって航行している旅客船であって、同船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 3 1及び2に基づく取扱いについては、2月13日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

以上

応接録

相談者 法務省出入国在留管理庁審判課、内閣官房
国家安全保障局ほか関係省庁（※）
担当者 馬渡参事官
相談年月日 令和2年3月4日～令和2年3月5日

〔件名〕中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（4）（「中華人民共和国で発生した新
型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更
なる政府の取組について」）

〔相談・応接要旨〕

標記の件名について、別添のとおり、照会があったところ、意見がない旨
回答した。

（※）ほか関係省庁

- ・外務省アジア大洋州局地域政策参事官室、領事局外国人課
- ・厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室
- ・国土交通省大臣官房危機管理室、海事局外航課、航空局航空ネットワー
ク部航空事業課

〔備考〕

近藤長官及び北川第一部長に御相談済み。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について
(出入国管理及び難民認定法の適用)

〔 令和 2 年 3 月 6 日
閣 議 了 解 案 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について(令和2年2月26日閣議了解)3に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、大韓民国の特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道、市、郡若しくは区又はイラン・イスラム共和国の州(以下「特別市等」という。)において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特別市等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該特別市等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、3月7日午前0時(日本時間)から行うものとする。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以 上

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について
(検疫の強化)

〔 令和 2 年 3 月 6 日
閣 議 了 解 案 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、検疫の強化について、閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

- 1 検疫所長は、当分の間、中華人民共和国又は大韓民国から来航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとする。

以 上

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について
(航空機の到着空港の限定等)

〔 令和 2 年 3 月 6 日
閣 議 了 解 案 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、航空機の到着空港の限定等について、閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

1 國土交通大臣は、3月9日午前0時（日本時間）以降に中華人民共和国又は大韓民国を出発し本邦の空港に到着しようとする航空機（旅客の運送に係るものに限る。）については、当分の間、その到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限るよう、関係する航空会社に対して要請することとする。

また、國土交通大臣は、3月9日午前0時（日本時間）以降に中華人民共和国又は大韓民国を出発し本邦の港に入港しようとする船舶については、当分の間、旅客運送を停止するよう、関係する事業者に対して要請することとする。

以 上

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について
(査証の制限等)

〔 令和 2 年 3 月 6 日
閣 議 了 解 案 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、査証の制限等について閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

- 1 外務大臣は、中華人民共和国又は大韓民国に所在する日本国大使館又は総領事館において3月8日までに発給された一次査証及び数次査証の効力を、当分の間、停止する取扱いを行うこととする。
- 2 外務大臣は、中華人民共和国のうちの香港特別行政区及びマカオ特別行政区並びに大韓民国との間の査証の免除措置の適用を、当分の間、停止する措置を講ずることとする。
- 3 1及び2に基づく取扱いについては、3月9日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 4 1及び2の変更については、別途閣議了解を行う。

以 上

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する
水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について
(水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力)

〔 令和 2 年 3 月 6 日
閣 議 了 解 案 〕

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえて、水際対策の抜本的強化に向けた更なる施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力について閣議了解を行い、政府一体となって下記により対応する。

記

- 1 関係省庁の長は、中華人民共和国及び大韓民国を始めとする関係各國との間で、新型コロナウイルス感染症に係る水際対策に関する情報共有を緊密に行うなど国際的な協力を強化することとする。

以 上

応接録

相談者 法務省出入国在留管理庁審判課、内閣官房
国家安全保障局
担当者 馬渡参事官
相談年月日 令和2年3月9日

〔件名〕中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（5）

〔相談・応接要旨〕

標記の件名について、別添のとおり、照会があったところ、意見がない旨回答した。

〔備考〕

近藤長官及び北川第一部長（次長事務代理）に御相談済み。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

（令和2年3月10日
国家安全保障会議決定案
閣議了解案）

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、中間人民共和国以外の国等においても感染が拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（出入国管理及び難民認定法の適用）（令和2年3月6日閣議了解）3に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国を除く国又は地域の州その他これに準ずる行政区画（以下「特定州等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特定州等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前14日以内に当該特定州等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1に基づく取扱いについては、3月11日午前0時（日本時間）から行うものとする。
- 3 1の変更については、別途閣議了解を行う。

以上